

総合地球環境学研究所プログラム研究部規則

令和 4年 4月 1日制定
規則第 11号
令和 6年 4月 8日最終改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、総合地球環境学研究所組織運営規則（平成 16 年 9 月 14 日制定規則第 2 号）第 4 条の規定に基づき、総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）のプログラム研究部に関し組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(プログラム研究部長)

第 2 条 プログラム研究部にプログラム研究部長を置く。

- 2 プログラム研究部長は、所長が指名する教授をもって充てる。
- 3 プログラム研究部長は、プログラム研究部の業務を掌理する。
- 4 プログラム研究部長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 5 プログラム研究部長が欠員となった場合の補欠のプログラム研究部長の任期は、前任者の残任期間とする。

(プログラム等)

第 3 条 プログラム研究部においては、総合地球環境学を推進することを目的に以下のプログラム等を行う。

- (1) 実践プログラム
- (2) 戦略プログラム
- (3) 特定推進研究

2 前項の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(プログラムディレクター)

第 4 条 前条第 1 項(1)及び(2)の各プログラムに所属する研究プロジェクト等の研究に関し、総括し、調整するプログラムディレクターを置き、所長が指名する副所長又は特任教授をもって充てる。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 8 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。